

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例

昭和 40 年 7 月 20 日

条例第 26 号

改正	昭和 42 年 3 月 20 日条例第 23 号	昭和 43 年 3 月 30 日条例第 29 号
	昭和 44 年 3 月 31 日条例第 30 号	昭和 46 年 10 月 15 日条例第 61 号
	昭和 50 年 12 月 27 日条例第 58 号	昭和 53 年 3 月 31 日条例第 20 号
	昭和 54 年 7 月 6 日条例第 28 号	昭和 55 年 12 月 23 日条例第 60 号
	昭和 57 年 3 月 30 日条例第 24 号	昭和 58 年 12 月 21 日条例第 41 号
	昭和 59 年 3 月 31 日条例第 19 号	昭和 60 年 6 月 11 日条例第 29 号
	昭和 61 年 10 月 17 日条例第 56 号	平成元年 3 月 20 日条例第 5 号
	平成 2 年 11 月 2 日条例第 38 号	平成 4 年 12 月 22 日条例第 62 号
	平成 8 年 7 月 12 日条例第 34 号	平成 9 年 2 月 7 日条例第 1 号
	平成 9 年 3 月 25 日条例第 10 号	平成 17 年 12 月 27 日条例第 117 号
	平成 20 年 12 月 26 日条例第 65 号	平成 21 年 12 月 28 日条例第 103 号
	平成 26 年 3 月 25 日条例第 7 号	平成 27 年 12 月 28 日条例第 84 号
	平成 28 年 3 月 29 日条例第 32 号	平成 31 年 3 月 22 日条例第 24 号

神奈川県立の運動場に関する条例をここに公布する。

神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例

題名改正〔昭和 43 年条例 29 号・平成 17 年 117 号・31 年 24 号〕

(趣旨)

第 1 条 この条例は、神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンターの設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和 43 年条例 29 号・50 年 58 号・57 年 24 号・59 年 19 号・平成 17 年 117 号・31 年 24 号〕

(設置)

第 2 条 スポーツを推進し、県民の誰もが生涯にわたりスポーツを楽しみ、もつて県民の心身の健全な発達、健康で明るく豊かな生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するため、次の施設（以下「県立のスポーツセンター」という。）を設置する。

名称	位置
神奈川県立スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）	藤沢市善行七丁目1番2号
神奈川県立西湘スポーツセンター（以下「西湘スポーツセンター」という。）	小田原市西酒匂1丁目1番26号

全部改正〔昭和43年条例29号〕、一部改正〔昭和50年条例58号・54年28号・57年24号・59年19号・60年29号・平成2年38号・9年1号・17年117号・20年65号・31年24号〕

第3条 削除

〔平成31年条例24号〕

（指定管理者による管理）

第4条 西湘スポーツセンターの管理に関する業務のうち、次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（1）西湘スポーツセンターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務

（2）西湘スポーツセンターの利用の承認及び利用承認の取消し等に関する業務

（3）その他西湘スポーツセンターの設置の目的のために必要な業務

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号・31年24号〕

（指定管理者の指定の申請）

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載した申請書を、知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）法人等の定款又はこれに準ずる書類及び法人にあつては、登記事項証明書

（2）知事が指定する事業年度における事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書その他法人等の事業及び経営の状況を明らかにする書類

（3）法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

- (4) 指定管理業務の実施の計画及び方法を記載した書類
- (5) 知事が指定する事業年度における事業計画書及び収支予算書
- (6) 指定の申請に関する法人等の意思の決定を証する書類
- (7) その他知事が必要と認める書類

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号・31年24号〕
(指定管理者の指定の基準)

第6条 知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次に掲げる基準により西湘スポーツセンターの指定管理者として最も適切であると認められたものを指定管理者として指定する。

- (1) 住民の平等利用が確保されること。
- (2) 県内に事務所を有する法人等であること。
- (3) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- (4) 指定管理業務について、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること。
- (5) 安定した経営基盤を有していること。
- (6) 第9条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないものでないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理業務が効果的かつ効率的に行われるものであることを判断するために必要なものとして規則で定める基準

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号・31年24号〕
(指定管理者の指定の告示)

第7条 知事は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号〕
(管理の基準等)

第8条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
- (2) 休場日及び利用時間は、規則で定める休場日及び利用時間であること。
- (3) 施設等の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項

(2) 指定管理業務の実施に関する事項

(3) 指定管理業務の実績報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理業務の実施に関し必要な事項

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号〕

(指定管理者の指定の取消し等)

第9条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又は経理の状況に関する知事の指示に従わないとき。

(2) 第6条各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消し、又は指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示しなければならない。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号〕

(利用の承認)

第10条 県立のスポーツセンターの施設等を利用しようとする者は、知事

(西湘スポーツセンターにあつては、指定管理者。次項及び第17条において同じ。)の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認を与えないことができる。

(1) 県立のスポーツセンターにおける秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(3) その他県立のスポーツセンターの管理上支障があると認められるとき。

一部改正〔昭和43年条例29号・57年24号・59年19号・平成20年65号・27年84号・31年24号〕

(使用料の徴収)

第11条 スポーツセンターの施設等の利用については、別表第1に定める額の使用料を徴収する。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、駐車場使用料については、利用者は、当該利用が終了した後、速やかに、精算し納付しなければならない。

一部改正〔平成20年条例65号・31年24号〕

(使用料の減免)

第12条 前条第1項の規定にかかわらず、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減免することができる。

(1) 県又は市町村がスポーツ行事を行うために利用するとき。

(2) 公共的団体が青少年を対象とするスポーツ行事を行うために利用するとき。

(3) その他知事が必要と認めるとき。

一部改正〔平成20年条例65号・27年84号・31年24号〕

(使用料の不還付)

第13条 既に納付された使用料は、還付しない。ただし、知事が災害その他スポーツセンターの施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用することができないと認めたときは、この限りでない。

一部改正〔昭和57年条例24号・平成20年65号・27年84号・31年24号〕

(利用料金の納付)

第14条 第10条第1項の規定による指定管理者の承認を受けた者は、西湘スポーツセンターの施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。

3 前項の利用料金は、前納とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号・31年24号〕

(利用料金の減免)

第15条 前条第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を得て定めた基準により、利用料金を減免することができる。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成27年条例84号〕

(利用料金の不還付)

第16条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が災害その他西湘スポーツセンターの施設等の利用の承認を受けた者の責めに帰することができない理由により当該施設等を利用することができないと認めたときは、この限りでない。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成31年条例24号〕

(利用承認の取消し等)

第17条 知事は、県立のスポーツセンターの施設等の利用の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項の承認を取り消し、又は当該施設等の利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第10条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) その他知事が必要と認めたとき。

一部改正〔昭和57年条例24号・平成20年65号・27年84号・31年24号〕

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、県立のスポーツセンターの管理等に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔昭和43年条例29号・59年19号・平成20年65号・27年84号・31年24号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 神奈川県営藤沢総合運動場条例(昭和30年神奈川県条例第42号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過規定)

3 この条例施行前に旧条例の規定に基づいて行なわれた施設等の利用の申込みその他の行為で、この条例施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によつて行なわれた行為とみなす。

4 旧条例第9条の規定に基づいて徴収した使用料は、この条例第5条の規定に基づいて徴収した使用料とみなす。

附 則(昭和42年3月20日条例第23号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年3月30日条例第29号)

この条例は、公布の日から起算して6月をこえない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、別表の改正規定中神奈川県立大和運動場の陸上競技場の項に係る部分は、昭和43年5月1日から施行する。

(昭和43年6月教育委員会規則第14号で、同43年7月1日から施行。ただし、条例別表の改正規定中神奈川県立体育センターの体育館の項及び第1合宿所の項に係る部分の施行期日は、同43年8月11日から施行)

附 則(昭和44年3月31日条例第30号)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和44年6月教育委員会規則第15号で、同44年6月25日から施行)

附 則 (昭和46年10月15日条例第61号)

この条例は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内で教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和46年12月教育委員会規則第15号で、同47年1月11日から施行)

附 則 (昭和50年12月27日条例第58号)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。ただし、第2条(中略)の規定並びに次項の規定は、昭和51年1月1日から施行する。

2 第2条(中略)の規定の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立体育センター、神奈川県立大和運動場、神奈川県立社会教育会館若しくは神奈川県立音楽堂(以下「神奈川県立体育センター等」という。)の利用又はこれらの規定の施行の日から昭和51年3月31日までの間における神奈川県立体育センター等の利用については、これらの規定に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年3月31日条例第20号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月6日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月23日条例第60号)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条、第4条、第5条及び第11条の規定並びに次項の規定は、昭和56年1月1日から施行する。

2 第1条、第2条、第4条、第5条及び第11条の規定の施行の際現に利用の申込みを受理しているものに係る神奈川県立社会教育会館、神奈川県立音楽堂、神奈川県立相模湖漕艇場、神奈川県立体育センター、神奈川県立県央地区体育センター、神奈川県立大和運動場若しくは神奈川県立スポーツ会館(以下「神奈川県立社会教育会館等」という。)の利用又はこれらの規定の施行の日から昭和56年3月31日までの間における神奈川県立社会教育会館等の利用

(相模湖漕艇場の艇庫の利用については、この条例の施行の日から昭和56年3月31日までの間にその利用を開始し、かつ、その引き続く利用期間が昭和56年4月1日以降にまたがる場合の当該昭和56年4月1日以降の期間における利用を含む。)については、これらの規定に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年3月30日条例第24号)

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 58 年 12 月 21 日条例第 41 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 11 条の規定の施行の際現に申込みを受理しているものに係る神奈川県立社会教育会館、神奈川県立音楽堂、神奈川県立相模湖漕艇場、神奈川県立体育センター、神奈川県立県央地区体育センター、神奈川県立西湘地区体育センター、神奈川県立大和運動場、神奈川県立スポーツ会館若しくは神奈川県立武道館（以下「神奈川県立社会教育会館等」という。）の利用又は昭和 59 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間の神奈川県立社会教育会館等の利用（相模湖漕艇場の艇庫の利用については、昭和 59 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間にその利用を開始し、かつ、その引き続き利用期間が昭和 59 年 4 月 1 日以降にまたがる場合の当該昭和 59 年 4 月 1 日以降の期間における利用を含む。）に係る使用料については、これらの規定に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 3 月 31 日条例第 19 号）

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 6 月 11 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 61 年 10 月 17 日条例第 56 号）

1 この条例は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に申込みを受理しているものに係る神奈川県立音楽堂、神奈川県立相模湖漕艇場、神奈川県立体育センター、神奈川県立県央地区体育センター、神奈川県立西湘地区体育センター、神奈川県立武道館若しくは神奈川県立スポーツ会館（以下「神奈川県立音楽堂等」という。）の利用又はこの条例の施行の日から昭和 62 年 3 月 31 日までの間の神奈川県立音楽堂等の利用（相模湖漕艇場の艇庫の利用については、この条例の施行の日から昭和 62 年 3 月 31 日までの間にその利用を開始し、かつ、その引き続き利用期間が昭和 62 年 4 月 1 日以降にまたがる場合の当該昭和 62 年 4 月 1 日以降の期間における利用を含む。）に係る使用料については、この条例の規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成元年 3 月 20 日条例第 5 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。（後略）

(会館等の使用料に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に会館等の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、第2条から第10条まで、第20条、第23条、第26条及び第28条から第33条までの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成2年11月2日条例第38号)

この条例は、平成2年11月4日から施行する。

附 則 (平成4年12月22日条例第62号)

(施行期日)

1 この条例は、平成5年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第5条から第9条までの規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条、第3条、第4条及び第10条から第12条までの規定の施行の際現に申込みを受理しているものに係る神奈川県立音楽堂、神奈川県立相模湖漕艇場、神奈川県立体育センター、神奈川県立県央地区体育センター、神奈川県立西湘地区体育センター、神奈川県立武道館、神奈川県立スポーツ会館若しくは神奈川県立相模原球場(以下「神奈川県立音楽堂等」という。)の利用又は平成5年1月1日から同年3月31日までの間の神奈川県立音楽堂等の利用(相模湖漕艇場の艇庫の利用については、平成5年1月1日から同年3月31日までの間にその利用を開始し、かつ、その引き続く利用期間が平成5年4月1日以降にまたがる場合の当該平成5年4月1日以降の期間における利用を含む。)に係る使用料については、これらの規定に規定する各条例のこれらの規定による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年7月12日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年2月7日条例第1号)

この条例は、平成9年2月17日から施行する。

附 則 (平成9年3月25日条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に神奈川県立体育センター、神奈川県立県央地区体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月27日条例第117号)

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 26 日条例第 65 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の規定により神奈川県教育委員会が行う神奈川県立西湘地区体育センターの管理については、平成 22 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例による。

3 改正前の第 3 条から第 8 条まで及び別表の規定は、前項の規定により神奈川県教育委員会が管理を行う間は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第 3 条並びに第 4 条第 1 項及び第 2 項第 1 号中「体育センター」とあるのは、「県立の体育センター」とする。

4 平成 22 年 3 月 31 日以前に前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の第 4 条及び第 8 条の規定によりされた処分又は手続は、改正後の第 10 条及び第 17 条の規定によりされた処分又は手続とみなす。

附 則（平成 21 年 12 月 28 日条例第 103 号）

1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に神奈川県立体育センターの利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、この条例による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日条例第 7 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 52 条及び第 53 条並びに附則第 3 項及び第 11 項の規定は公布の日から、第 51 条及び附則第 10 項の規定は同年 5 月 1 日から、第 22 条及び第 42 条並びに附則第 8 項の規定は同年 10 月 1 日から施行する。

（神奈川県立公文書館等の使用料に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に第 1 条、第 4 条、第 6 条、第 10 条及び第 55 条に規定する各条例により設置された施設の利用の申込みを受理しているものに係る使用料については、これらの規定による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（神奈川県立相模湖交流センター等の利用料金に関する経過措置）

3 第 2 条、第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、第 11 条、第 14 条、第 15 条、第 17 条、第 47 条、第 49 条、第 54 条、第 55 条、第 57 条から第 61 条までに規定する各条例の規定により指定管理者の指定を受けた者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の当該各条例によ

り設置された施設の利用等に係る利用料金について、これらの規定による改正後の各条例の規定の例により、当該各条例の規定に基づく知事又は神奈川県教育委員会の承認を得ることができる。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日条例第 84 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 当分の間、神奈川県立体育センターに関する事務は、本則の規定にかかわらず、神奈川県教育委員会が管理し、及び執行する。

3 本則の事務に係る法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会がした処分その他の行為（前項の事務に関する行為及び神奈川県立宮ヶ瀬湖カヌー場条例（平成 27 年神奈川県条例第 11 号）附則第 2 項の承認を除く。）でこの条例の施行の際現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法令若しくは条例の規定によって神奈川県教育委員会に対してされた申請その他の行為（前項の事務に関する行為を除く。）は、知事がした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。

（神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例の一部改正に伴う経過措置）

6 附則第 2 項の場合における前項の規定による改正後の神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（以下「新条例」という。）第 10 条、第 12 条、第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定の適用については、新条例第 10 条、第 12 条、第 13 条及び第 17 条中「知事」とあるのは「神奈川県教育委員会」と、新条例第 18 条中「規則」とあるのは「神奈川県教育委員会規則」とする。

附 則（平成 28 年 3 月 29 日条例第 32 号抄）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 24 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第 4 条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）、第 5 条第 1 項の改正規定及び第 6 条の改正規定（「県立西湘地区体育センター」を「西湘スポーツセンター」に改める部分を除く。）並びに附則第 3 項及び第 4 項の規定 公布の日

（2）別表第 2 の改正規定（「体育館」を「メインフロア」に改める部分を除く。）及び次項の規定 平成 31 年 10 月 1 日

(準備行為)

2 この条例による改正後の神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンター条例（以下「新条例」という。）第10条に規定する知事の承認その他の神奈川県立スポーツセンターの管理に関し必要な行為は、新条例第10条から第13条まで及び別表第1の規定の例により、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例による改正前の神奈川県立体育センター及び神奈川県立西湘地区体育センターに関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の規定により指定管理者の指定を受けたものは、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、同日以後の神奈川県立西湘地区体育センターの利用に係る利用料金について、新条例別表第2の規定の例により、旧条例第14条第2項の規定による知事の承認を得ることができる。

4 前項の場合において、当該承認を得た日の翌日から附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に前項の承認を得た期間に係る利用の申込みがあったときは、当該利用に係る利用料金は、同項の規定による知事の承認を得た額とする。

別表第1（第11条関係）

1 スポーツアリーナ1

区分		単位	使用料の額
	全面	1時間	3,400円
メインフロア	半面	同	1,700円
	4分の1面	同	900円
サブフロア		同	700円
会議室1		同	200円
会議室2		同	200円
研修室1		同	200円
研修室2		同	200円
研修室3		同	300円
放送設備	メインフロア	同	400円
	サブフロア	同	100円
冷房設備	メインフロア	同	4,200円
	サブフロア	同	1,100円
暖房設備	メインフロア	同	6,200円

	サブフロア		同	1,600円
		全面	同	2,400円
照明設備	メインフロア	半面	同	1,200円
		4分の1面	同	600円
	サブフロア		同	600円

2 スポーツアリーナ2

区分		単位	使用料の額
メインフロア	全面	1時間	5,000円
	半面	同	2,500円
多目的フロア1		同	800円
多目的フロア2		同	1,000円
ボクシングフロア		同	1,500円
フェンシングフロア		同	1,500円
ウェイトリフティングフロア		同	1,500円
控室1		同	400円
控室2		同	400円
		一般	1人1回 600円
			1人1月 6,000円
		65歳以上	1人1回 500円
			1人1月 5,000円
プール	一般利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）、中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する	1人1回 300円
			1人1月 3,000円

		者を含む。以下同じ。)		
		全面	1 時間	12,000 円
	専用利用	半面	同	6,000 円
		4 分の 1 面	同	3,000 円
	一般		1 人 1 回	500 円
			1 人 1 月	5,000 円
トレーニングルーム	65 歳以上		1 人 1 回	400 円
			1 人 1 月	4,000 円
	中学生及び高校生		1 人 1 回	300 円
			1 人 1 月	3,000 円
	一般		1 人 1 回	800 円
			1 人 1 月	8,000 円
プール及びトレーニングルーム	65 歳以上		1 人 1 回	700 円
			1 人 1 月	7,000 円
	中学生及び高校生		1 人 1 回	400 円
			1 人 1 月	4,000 円
放送設備	メインフロア		1 時間	400 円
冷房設備	同		同	4,200 円
暖房設備	同		同	6,200 円
照明設備	同	全面	同	2,400 円
		半面	同	1,200 円

備考 1 プールに係る単位の 1 回とは、次に掲げる時間の区分の時間内における継続する利用をいう。

- (1) 午前 9 時から正午まで
- (2) 午後 1 時から午後 5 時まで
- (3) 午後 6 時から午後 9 時まで

2 トレーニングルームに係る単位の 1 回とは、継続する 3 時間以内の利用をいう。

3 プール及びトレーニングルームに係る単位の 1 回とは、一の利用日における備考 1 に定める継続する利用及び備考 2 に定める継続する 3 時間以内の利用をいう。

3 陸上競技場及び補助競技場

区分		単位	使用料の額	
	一般	1人1年	3,000円	
	65歳以上	同	2,400円	
陸上競技場	一般利用	小学生、中学生及び高校生	同	1,500円
		団体利用	1回10名以内	1,000円
	専用利用	トラック利用	1時間	5,000円
		全体利用	同	8,000円
補助競技場	専用利用	1時間	3,000円	
フットサルコート		1面1時間	5,000円	
照明設備	フットサルコート	同	1,000円	

備考 1 陸上競技場に係る単位の1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

2 補助競技場は、専用利用以外の利用は無料とする。

4 球技場

区分		単位	使用料の額
球技場	球技場1	1時間	4,500円
	球技場2	同	6,000円
放送設備	球技場1	同	500円

5 テニスコート

区分		単位	使用料の額
テニスコート		1面1時間	1,000円
照明設備		同	400円

6 宿泊棟

区分		単位	使用料の額		
宿泊室	1室	一般	2名以下	1人1泊	3,000円
			3名以上	同	2,000円
		小学生、中学生及び高校生	同	1,500円	

		学齢に達しない者	同	800 円
--	--	----------	---	-------

7 グリーンハウス

区分	単位	使用料の額
ミーティングルーム 1	1 時間	200 円
ミーティングルーム 2	同	400 円
ラウンジ	専用利用	同
		1,600 円

備考 ラウンジは、専用利用以外の利用は無料とする。

8 駐車場

区分	単位		使用料の額
普通自動車	1 時間を超える 場合	1 台最初の 1 時間	300 円
		1 台最初の 1 時間を超える 時間 30 分までごと	100 円
	1 台 1 日における駐車時間が 5 時間を超える 場合		1,000 円
大型自動車	1 時間を超える 場合	1 台最初の 1 時間	900 円
		1 台最初の 1 時間を超える 時間 30 分までごと	300 円
	1 台 1 日における駐車時間が 5 時間を超える 場合		3,000 円
原動機付自 転車及び二 輪自動車	1 時間を超える 場合	1 台 1 時間	100 円
	1 台 1 日における駐車時間が 5 時間を超える 場合		500 円
自転車	1 時間を超える 場合	1 台最初の 8 時間	100 円
		1 台最初の 8 時間を超える 時間 8 時間までごと	100 円
	1 台 1 日における駐車時間が 17 時間を超える 場合		300 円

備考 1 普通自動車とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車（同法第 3 条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの

(側車付二輪自動車を含む。)を除く。)でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル未満のものをいい、大型自動車とは、同項に規定する自動車でその附帯器具を含めた高さが2.5メートル以上のものをいう。

2 原動機付自転車とは、道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいい、二輪自動車とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車をいう。

3 自転車とは、道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。

4 駐車場は、1時間以下の利用は無料とする。

全部改正〔平成31年条例24号〕

別表第2(第14条関係)

区分		単位	利用料金の上 限額	
メインフロア	全面	1時間	1,310円	
	片面	同	660円	
テニスコート		1面1時間	710円	
会議室	大会議室	1時間	230円	
	小会議室	同	120円	
放送設備		1回	2,090円	
照明設備	メインフロア	全面	1時間	2,150円
		片面	同	1,080円

備考 放送設備に係る単位の1回とは、一の利用日における継続的な利用をいう。

追加〔平成20年条例65号〕、一部改正〔平成26年条例7号・31年24号〕